

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	7. ウェブサイトブロッキングについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>以下のように要請いたします。</p> <p>(1) 児童ポルノを理由としたウェブサイトブロッキングについては、「児童ポルノ流通防止協議会」を解散し、以後、ウェブサイトブロッキングに関する取り組みや法案の提出を行わない</p> <p>(2) 著作権侵害を理由としたウェブサイトブロッキングについても取り組みや法案の提出を行わない（これはまだ検討されていないようだが、一部著作権団体の過去の言動からして言い出しかねないので先に提案しておく）</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>理由は以下の通りです。</p> <p>A. 現在の技術ではオーバーブロッキングの問題が解決できない。</p> <p>B. 児童ポルノ流通防止協議会の構成員やインターネット・ホットラインセンターが思想的に偏っている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>C. 次に、「児童ポルノ」の基準が曖昧である（児童ポルノ禁止法第2条第3項第3号、いわゆる「3号ポルノ」）。</p> <p>現状のままでは「児童ポルノ」の基準が個人の主観によって決められ、恣意的にブロッキングが行われる危険性がある。</p> <p>D. 憲法にも違反している（憲法第21条第2項、検閲の禁止・通信の秘密。創作物までブロッキングの対象とする場合は第19条（思想の自由）と第21条第1項（表現の自由）にも違反）。</p> <p>E. アドレスリスト作成管理団体が不透明である（公表されるのが統計情報と寄付などの資金提供に関する情報だけ）。</p>